様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

<table>
<tr><td>処　　分　　名</td><td colspan="3">特殊な消費機器の設置等に関する承諾</td></tr>
<tr><td>根　拠　法　令　名</td><td colspan="2">大津市ガス供給条例
（昭和 52 年条例第 34 号）</td><td>（条項）　第 22 条第 2 項</td></tr>
<tr><td>基　準　法　令　名</td><td colspan="2"></td><td>（条項）</td></tr>
<tr><td>所　管　部　署</td><td colspan="3">企業局　技術部　お客様設備課　装置グループ</td></tr>
<tr><td>標 準 処 理 期 間</td><td>２０　日</td><td>法 定 処 理 期 間</td><td>－　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　ガス技術テキスト・供内管編(設計)(施工)　】
・内容　　□全部記載　　■一部・項目のみ記載

特殊な消費機器の設置等に関する承諾に係る審査基準は、大津市企業局監修のガス技術テキスト・供内管編(設計)(施工)に定めるとおりとする。
なお、ガス技術テキスト・供内管編（設計）（施工）は、担当課において備え置く。

参　考
【根拠法令】
大津市ガス供給条例
(保安に対する使用者の義務)
第 22 条　略
２　使用者は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置し、若しくは撤去する場合又はこれらの機器の使用を開始する場合は、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。
３～４　略</td></tr>
</table>

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。